

中泊町農業委員会会議録

令和3年8月10日

中泊町農業委員会

令和3年中泊町農業委員会8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 13時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
			10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	9番	澤田 健吾		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第10号 農地転用許可不要案件の届出について

【議案】

議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第19号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和3年中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、10番大川委員、12番坂本委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第9号

事務局
(小寺)

1ページをお開きください。
報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和3年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、7件ございました。内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第9号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第10号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第10号

事務局
(外崎)

21ページをお開きください。
報告第10号「農地転用許可不要案件の届出について」農地転用許可不要案件の届出について、別紙のとおり報告する。令和3年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。農地転用許可不要案件届出が1件ございました。内容は、中泊町尾別地域における農地の一部を農作業用道路として使用するためとのことです。こちらは、農地転用の許可手続が不要な場合における農作業施設への転用のうち、耕作の事業を行う者が、その者の耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のためのものとなっており、この場合、転用面積の制限はないものとなっております。詳しい内容については、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第10号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第17号

議長
(会長)

議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

25ページをお開き下さい。議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和3年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第17号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

議席10番大川です。それでは報告いたします。去る8月2日、私と澤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(小寺)

26ページをお開きください。受付番号11番は、田茂木字若宮地内の3筆の田畑。面積は13,453平方メートルの贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米及びそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号12番は、宮川字種取地内他2筆の田。面積は7,616平方メートルの贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号13番は、田茂木字若宮地内の田。他17筆の田畑。面積は56,697平方メートルの贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米及びそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。以上、受付番号11番から13番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第18号

議長
(会長)

議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

30ページをお開き下さい。議案第18号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め
る。令和3年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

ありがとうございました。
それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川委員

10番、大川です。それでは報告いたします。去る8月2日、私と澤田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条の申請は、1件ございました。申請地は小泊地内の2筆の田で、面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

31ページをお開き下さい。それではご説明いたします。
受付番号5番は、小泊字朝間地内の2筆の田で面積は340㎡、転用目的は、宅地への用途変更であります。申請地は、前所有者が平成12年に住居を建設しており、申請者が借家住まいとして使用していたものです。このたび、申請者が新たに自宅を新築し、宅地として使用しようとしたところ、当該農地が農地法の許可を受けていない違反転用であることを知り、許可を得るため、始末書を添付して申請があったものです。

周辺農地等への影響については、申請地付近は、住宅地や休耕農地が混在するところから、これまで周辺農地のトラブルがないことから、今後も農作物に及ぼす影響はないと思われま

す。
許可基準に定める農地の区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断しております。運用通知としましては、その他の第2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)を適用しております。よって、面積その他の基準からみても問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第18号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第19号

議長
(会長)

議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より、議
案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

36ページをお開き下さい。議案第19号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基
盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求め
る。令和3年8月10日提出 中泊町農業委員会会長。

37ページをお開き下さい。令和3年8月10日付け中農政第174号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(小寺)

38ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号56番から58番の3件で、合計面積は55,670平方メートルです。内訳は、新規が2件、再設定が1件です。それでは、ご説明いたします。

受付番号56番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字富森地内の畑。他18筆の田畑。面積は39,468平方メートルです。期間は10年で、賃料は無償とのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号57番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号58番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若緑地内の田。面積は8,273平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は米3.5俵分の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。利用権設定につきましては以上です。

続きまして、42ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通じた賃貸借は、受付番号機構21-004番から機構21-005番までの2件で、内訳は、賃貸借が2件です。

事務局
(小寺)

受付番号21-004番は新規の設定で、設定する農地は今泉字神山地内の1筆の「田」。面積は1,746平方メートルです。期間は17年間で、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号21-005番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の1筆の「田」。面積は4,797平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(外崎)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

議長
(会長)

(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和3年中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年8月10日

農業委員会
会長

(松坂 龍美)

署名委員

(大川 勝仁)

署名委員

(坂本 朝彦)